

令和 3年 2月 2日

報道各位

敦賀市総務部総務課

押印の見直しについて

みだしのことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

申請・届出等の利便性向上を図るため、市民や事業所等から市に提出される申請書等の押印を廃止する。

2 押印見直しの判断基準

次のいずれかに該当するものを除き、押印を廃止する。

- ① 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書
- ② 競争入札参加者に対して登録印の押印を義務付けている入札及び契約の締結に係るもの
- ③ 国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
- ④ 第三者へ提出し手続きを行う上で押印が求められているもの
- ⑤ その他、登録印又は登記印等の押印を求め、印鑑照合等を実施しているもの

3 実施時期

令和3年4月1日から実施。

4 法令等の改正

条例：令和3年第1回市議会定例会に関係条例改正案を提出

条例以外（規則、要綱等）：今年度内に改正

担当：総務部総務課行政係 赤澤、油野

電話 22-8101（内線227）